

令和6年第2回（3月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第15号	令和5年度上越市一般会計補正予算（第10号）	税務課ほか	1～6
議案第31号	上越市特別会計条例の一部改正について	財政課	7
議案第32号	上越市手数料条例の一部改正について	財政課	8～13
議案第66号	財産の無償譲渡について（旧浦川原村創作館）	資産活用課	14～15
議案第6号	令和6年度上越市一般会計予算	税務課ほか	16～41

財務部
会計課

予算案件における目標の記載について

全ての事業を義務的事業、経常的事業、政策的事業に分類し、下記のように整理して記載しています。

- 1 義務的事業…生活保護など扶助費全般や戸籍事務、国県事業等への負担など
 - ・法定受託事務など法令等の目的・趣旨と事業の目的と合致しており、市民に安定的にサービスを提供することが目標であるため記載しません。
 - ・市の政策としてサービスを付加する場合は記載しています。
- 2 経常的事業…財務会計事務、契約事務、庶務事務、施設の維持管理運営など
 - ・行政運営に必要不可欠な財務会計事務などの内部管理事務については、滞りなく実施することが目標であるため記載しません。
 - ・施設の維持管理運営は、適切な維持管理と運営により市民等が安全安心に利用できることが目標であるため記載しません。ただし、施設の付加価値を高めるための取組を実施し、入館者や利用者数、利用件数や実施件数などを設定できる場合は目標を記載しています。
- 3 政策的事業…上記以外の事業
 - ・全ての事業について目標を記載しています。

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第15号
提出課	税務課・収納課

令和5年度市税補正総括表

単位：千円

税目	補正前の額 A	決算見込額 B	差引額 C (B-A)	比較 (C/A)%	補正額
市民税	13,021,032	12,494,922	△ 526,110	△ 4.0	△ 524,036
・個人市民税	9,495,901	9,435,106	△ 60,795	△ 0.6	△ 60,795
現年課税分	9,427,074	9,377,324	△ 49,750	△ 0.5	△ 49,750
滞納繰越分	68,827	57,782	△ 11,045	△ 16.0	△ 11,045
・法人市民税	3,525,131	3,059,816	△ 465,315	△ 13.2	△ 463,241
現年課税分	3,521,063	3,057,822	△ 463,241	△ 13.2	△ 463,241
滞納繰越分	4,068	1,994	△ 2,074	△ 51.0	—
固定資産税	16,042,495	16,137,080	94,585	0.6	94,585
・純固定資産税	16,002,622	16,097,207	94,585	0.6	94,585
現年課税分	15,914,341	16,037,044	122,703	0.8	122,703
(土地)	3,407,266	3,427,490	20,224	0.6	20,224
(家屋)	5,832,237	5,854,617	22,380	0.4	22,380
(償却資産)	6,674,838	6,754,937	80,099	1.2	80,099
滞納繰越分	88,281	60,163	△ 28,118	△ 31.9	△ 28,118
・国有資産等所在市町村交付金	39,873	39,873	0	0.0	—
軽自動車税	803,731	797,003	△ 6,728	△ 0.8	△ 5,840
・環境性能割	71,613	62,720	△ 8,893	△ 12.4	△ 8,893
現年課税分	71,613	62,720	△ 8,893	△ 12.4	△ 8,893
・種別割	732,118	734,283	2,165	0.3	3,053
現年課税分	726,604	729,657	3,053	0.4	3,053
滞納繰越分	5,514	4,626	△ 888	△ 16.1	—
市たばこ税	1,284,454	1,276,827	△ 7,627	△ 0.6	△ 7,627
現年課税分	1,284,454	1,276,827	△ 7,627	△ 0.6	△ 7,627
入湯税	23,337	22,867	△ 470	△ 2.0	—
現年課税分	23,337	22,867	△ 470	△ 2.0	—
都市計画税	1,092,097	1,092,322	225	0.0	—
現年課税分	1,086,016	1,088,139	2,123	0.2	—
(土地)	458,101	460,508	2,407	0.5	—
(家屋)	627,915	627,631	△ 284	△ 0.0	—
滞納繰越分	6,081	4,183	△ 1,898	△ 31.2	—
市税合計	32,267,146	31,821,021	△ 446,125	△ 1.4	△ 442,918
現年課税分	32,094,375	31,692,273	△ 402,102	△ 1.3	△ 403,755
滞納繰越分	172,771	128,748	△ 44,023	△ 25.5	△ 39,163

【補正理由(現年課税分)】

税目	主な補正理由
個人市民税	株式等の譲渡所得が当初見込みを下回ったため
法人市民税	市内事業所の申告納税額が当初見込みを下回ったため
固定資産税	償却資産の設備投資が当初見込みを上回ったため
軽自動車税	環境性能割が当初見込みを下回ったため
市たばこ税	たばこの販売本数が当初見込みを下回ったため

令和 5 年 度 地方譲与税・交付金補正総括表

単位：千円

項 目	補正前の額 A	決算見込額 B	差引額 C (B-A)	比較 (C/A)%	補正額
地方譲与税	1,035,500	1,101,393	65,893	6.4	65,902
地方揮発油譲与税	220,600	257,360	36,760	16.7	36,760
自動車重量譲与税	709,500	744,355	34,855	4.9	34,855
森林環境譲与税	66,800	66,791	△ 9	△ 0.0	—
特別とん譲与税	38,600	32,887	△ 5,713	△ 14.8	△ 5,713
利子割交付金	7,200	6,053	△ 1,147	△ 15.9	—
配当割交付金	127,300	117,441	△ 9,859	△ 7.7	△ 9,859
株式等譲渡所得割交付金	37,300	37,300	0	0.0	—
法人事業税交付金	471,600	450,529	△ 21,071	△ 4.5	△ 21,071
地方消費税交付金	5,091,000	4,754,888	△ 336,112	△ 6.6	△ 336,112
ゴルフ場利用税交付金	23,000	21,869	△ 1,131	△ 4.9	—
環境性能割交付金	69,000	88,057	19,057	27.6	19,057
国有提供施設等所在市町村助成交付金	27,615	27,458	△ 157	△ 0.6	—
地方特例交付金	204,123	203,231	△ 892	△ 0.4	—
地方特例交付金	165,923	165,923	0	0.0	—
新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	38,200	37,308	△ 892	△ 2.3	—
交通安全対策特別交付金	19,300	18,099	△ 1,201	△ 6.2	—
合 計	7,112,938	6,826,318	△ 286,620	△ 4.0	△ 282,083

【補正理由】

項 目	主 な 補 正 理 由
地方譲与税	交付原資となる地方揮発油税収（国税）及び自動車重量税収（国税）が当初見込みを上回り、特別とん税収（国税）が当初見込みを下回ったため
配当割交付金	交付原資となる配当割収入（県税）が当初見込みを下回ったため
法人事業税交付金	交付原資となる法人事業税収（県税）が当初見込みを下回ったため
地方消費税交付金	交付原資となる地方消費税収（県税）が当初見込みを下回ったため
環境性能割交付金	交付原資となる自動車税環境性能割収入（県税）が当初見込みを上回ったため

提出課	財政課
-----	-----

歳出科目 (P60～P61)	2款1項1目	一般管理費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
国県支出金等還付金	565,542	△34,326	531,216

主な補正財源		主な経費	
諸収入	731	償還金利子及び割引料	
一般財源	△35,057		△34,326

【補正理由】

還付額が当初の見込を下回ることから、執行見込みにあわせて減額するほか、県支出金の還付額確定にあわせて財源を整理するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
諸収入	多面的機能支払補助金返還金 (過年度分)	0	731	731
一般財源		565,542	△35,057	530,485
合計		565,542	△34,326	531,216

(歳出)

項目	補正前	補正額	補正後
償還金利子及び割引料	565,542	△34,326	531,216

○還付見込額の内訳

還付先	還付見込額	主な還付金
国	444,811	私立保育所等施設型給付費負担金 (115,286) 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 (81,590) 生活保護費負担金 (68,913) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 (40,162) 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 (29,723)
県	84,239	私立保育所等施設型給付費負担金 (44,352)
その他	2,166	
合計	531,216	

提出課	用地管財課
-----	-------

歳出科目 (P62～P63)	2款1項26目	市民プラザ費
----------------	---------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
市民プラザ管理運営費	102,903	10,280	113,183

主な補正財源		主な経費	
市債	2,100	委託料	8,344
一般財源	8,180	補償、補填及び賠償金	1,936

○指定管理運営業務委託料

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う利用料金収入の減収等が見込まれる指定管理施設について、年間の収支見込みに基づき、指定管理料を見直し、増額するもの

【補正内容】

- ・指定管理運営業務委託料

科目	補正前	補正額	補正後
委託料	60,830	8,344	69,174
施設管理運営業務委託料	60,830	8,344	69,174

- ・対象施設

施設名	補正額	指定管理者
上越市市民プラザ	8,344	株式会社上越シビックサービス

※令和5年度収支実績の確定後、指定管理料を精算する。

○能登半島地震損害補填金

【補正理由】

令和6年能登半島地震に伴う利用料金収入の減少や修繕費などの支出の増加により、施設の管理運営に係る収支悪化等の損害が発生していることから、市と指定管理者との協定に基づき、損害分を能登半島地震補填金として支給するもの

【補正内容】

- ・能登半島地震損害補填金

科目	補正前	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	6,098	1,936	8,034
能登半島地震損害補填金	0	1,936	1,936

- ・対象施設

施設名	補正額	指定管理者
上越市市民プラザ	1,936	株式会社上越シビックサービス

提出課	財政課
-----	-----

歳出科目 (P86~P87)	12款1項1目	元金
----------------	---------	----

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
地方債元金償還費	13,692,339	2,376	13,694,715

主な補正財源		主な経費	
一般財源	2,376	償還金利子及び割引料	2,376

【補正理由】

元利均等償還方式による財政融資資金等の借入利率の見直しにより、利率が低下したことに伴い、定時償還元金が増となったことから、不足する元金償還金を増額するもの

【補正内容】

地方債元金償還費の内訳 2,376

項目	補正前	補正額	補正後
定時償還分	11,233,062	2,376	11,235,438
繰上償還分	1,742,829	-	1,742,829
借換分	716,448	-	716,448
合計	13,692,339	2,376	13,694,715

<参考>

財政融資資金等の利率見直し

資金	見直し前	見直し後	差
財政融資資金	0.60%	0.40%	△0.20%
地方公共団体 金融機構資金	0.30%	0.20%	△0.10%

歳出科目 (P86～P87)	12款1項2目	利子
----------------	---------	----

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
地方債利子	319,455	△15,898	303,557

主な補正財源		主な経費	
一般財源	△15,898	償還金利子及び割引料	△15,898

【補正理由】

事業費の確定による借入額の減少及び借入利率が当初の見込みを下回るほか、元利均等償還方式による財政融資資金等の借入利率の見直しにより、利率が低下したことなどから、地方債利子を減額するもの

【補正内容】

地方債利子の内訳 △15,898

項目		補正前	補正額	補正後
定時償還分	新規発行市債に係る利率の減など	313,701	△10,662	297,803
	財政融資資金等の利率見直し		△5,236	
繰上償還分		-	-	-
借換分		5,754	-	5,754
合計		319,455	△15,898	303,557

<参考>

新規発行市債に係る利率の減など

資金	当初見込み	実際の借入	差
財政融資資金	0.40%～0.90%	0.30%～0.80%	△0.10%～0.20%
地方公共団体 金融機構資金	0.40%～0.60%	0.30%～0.80%	△0.10%～0.20%
銀行等資金	0.87%	0.10%～0.50%	△0.77%～△0.37%

財政融資資金等の利率見直し

資金	見直し前	見直し後	差
財政融資資金	0.60%	0.40%	△0.20%
地方公共団体 金融機構資金	0.30%	0.20%	△0.10%

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 3 1 号
提 出 課	財政課

上越市特別会計条例の一部改正について

- 1 改正理由
工業用水道事業の清算完了に伴い、工業用水道事業清算特別会計を廃止するもの
- 2 改正内容
工業用水道事業清算特別会計を廃止する。（第 1 条関係）
- 3 施行期日
令和 6 年 4 月 1 日
- 4 上越市特別会計条例改正案新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前
（設置） 第 1 条 略 (1)～(3) 略 （削除）	（設置） 第 1 条 略 (1)～(3) 略 <u>(4) 工業用水道事業清算特別会計</u>

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 3 2 号
提 出 課	財政課

上越市手数料条例の一部改正について

1 改正理由

建築基準法等の一部改正に伴い、エネルギー消費性能の向上のための大規模修繕等に係る認定手数料を定めるほか、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

- (1) 大規模の修繕又は大規模の模様替における建築物の敷地等と道路との関係に関する制限又は道路内の建築制限の適用除外に係る認定申請の手数を定める。(第 2 条第 9 8 号関係)
- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び同施行規則の一部改正に伴い、引用法令の題名を改める。(第 2 条第 1 1 0 号、第 1 1 6 号、第 1 1 8 号関係)
- (3) その他文言を整備する。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

4 上越市手数料条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案		改 正 前	
(手数料の種類及び金額) 第 2 条 略 (1)～(97) 略 <u>(98) 大規模の修繕又は大規模の模様替における建築物の敷地等と道路との関係に関する制限又は道路内の建築制限の適用除外に係る認定申請手数料 1 件につき 2 万 7, 0 0 0 円</u> (追加) (99) 略 (100) 略		(手数料の種類及び金額) 第 2 条 略 (1)～(97) 略 <u>(98) 略</u> (99) 略	
建築物の区分	手数料の額	建築物の区分	手数料の額
(略)		(略)	
一戸建て（新築をしようとするものを除き、新築時に、長期優良住宅建築等計画等の認定（以下この表及び第 1 0 3 号の表において「認定」という。）を受け	1 8, 4 0 0 円	一戸建て（新築をしようとするものを除き、新築時に、長期優良住宅建築等計画等の認定（以下この表及び第 1 0 2 号の表において「認定」という。）を受け	1 8, 4 0 0 円

改 正 案			改 正 前		
ていないものに限る。)のもの			ていないものに限る。)のもの		
(略)			(略)		
<p>略</p> <p>長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更の認定に係る申請手数料(第104号及び第105号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。)1件につき、第100号の表の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表に定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第48号)附則第2条第2項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請手数料(次号及び第107号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。)1件につき、次の表の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表に定める額</p> <p>(表 略)</p> <p>長期優良住宅普及促進法第8条第2項の規定により準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合における同法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更の認定に係る申請手数料1件につき、当該申請に係る建築物の第102号又は前号に規定する額に次に掲げる区分に応じ、次に定める額を加算した額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>～ 略</p> <p>略</p> <p>ア 略</p>			<p>略</p> <p>長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更の認定に係る申請手数料(第103号及び第104号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。)1件につき、第99号の表の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表に定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第48号)附則第2条第2項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請手数料(次号及び第106号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。)1件につき、次の表の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表に定める額</p> <p>(表 略)</p> <p>長期優良住宅普及促進法第8条第2項の規定により準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合における同法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更の認定に係る申請手数料1件につき、当該申請に係る建築物の第101号又は前号に規定する額に次に掲げる区分に応じ、次に定める額を加算した額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>～ 略</p> <p>略</p> <p>ア 略</p>		
建築物の区分	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第44条に規定	適合証の提出がない場合	建築物の区分	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第44条に規定	適合証の提出がない場合

改 正 案			改 正 前		
	<p>する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した都市低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下この号において「適合証」という。）の提出がある場合</p>			<p>する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した都市低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下この号において「適合証」という。）の提出がある場合</p>	
(略)			(略)		
イ 略			イ 略		
㉒ 略			㉒ 略		
㉓ 略			㉓ 略		
<p>ア 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する第110号アに規定する場合 同号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p>			<p>ア 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する第109号アに規定する場合 同号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p>		
<p>イ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する第110号イに規定する場合 同号イ(7)から(9)までに規定する額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）を合算した額</p>			<p>イ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する第109号イに規定する場合 同号イ(7)から(9)までに規定する額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）を合算した額</p>		
㉔～㉖ 略			㉔～㉖ 略		
<p>㉗ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付の手数料 1件につき、前号イ(7)の表の左欄に掲げる当該証明</p>			<p>㉗ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付の手数料 1件につき、前号イ(7)の表の左欄に掲げる当該証明</p>		

改 正 案	改 正 前
<p>に係る建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額</p> <p>㉒ 建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請手数料（<u>第119号</u>に掲げる手数料を徴収する場合を除く。）1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額（同号において「建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料の額」という。）ア～ウ 略</p> <p>㉓ 略</p> <p>ア 住宅部分で基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準による場合の認定の申請をする場合 「建築物省エネ法第44条に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書」を「建築物省エネ法第44条に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した建築物省エネ法第41条第1項に掲げる基準に適合していることを示す書類、建築物省エネ法第35条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条第2項</u>の通知書の写し若しくは都市低炭素化促進法第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証の写し又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書」と読み替えて適用する前号アの表の左欄に掲げる当該申請に係る建</p>	<p>に係る建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額</p> <p>㉒ 建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請手数料（<u>第118号</u>に掲げる手数料を徴収する場合を除く。）1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額（同号において「建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料の額」という。）ア～ウ 略</p> <p>㉓ 略</p> <p>ア 住宅部分で基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準による場合の認定の申請をする場合 「建築物省エネ法第44条に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書」を「建築物省エネ法第44条に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した建築物省エネ法第41条第1項に掲げる基準に適合していることを示す書類、建築物省エネ法第35条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条第2項</u>の通知書の写し若しくは都市低炭素化促進法第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証の写し又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書」と読み替えて適用する前号アの表の左欄に掲げる当該申請に係る建</p>

改 正 案	改 正 前
<p>建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額</p> <p>イ～エ 略</p> <p>㉑ 略</p> <p>㉒ 略</p> <p>ア 床面積を増加しようとする場合 増加をしようとする床面積に応じて第117号又は前号と同じ方法で算出した額</p> <p>イ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する第117号アに規定する場合 同号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p> <p>ウ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する第117号イに規定する場合 同号イに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p> <p>エ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する第117号ウに規定する場合 同号ウに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p> <p>㉓～㉕ 略 （手数料の減免）</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 第2条第114号に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p> <p>イ 第2条第115号に規定する計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p> <p>ウ 第2条第116号に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定軽微変更該当証明書交付手数料</p> <p>エ 第2条第138号に規定する定期検査手数料</p> <p>オ 第2条第139号に規定する適正計量管理事業所計量管理検査手数料</p> <p>(3)～(6) 略</p>	<p>建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額</p> <p>イ～エ 略</p> <p>㉑ 略</p> <p>㉒ 略</p> <p>ア 床面積を増加しようとする場合 増加をしようとする床面積に応じて第116号又は前号と同じ方法で算出した額</p> <p>イ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する第116号アに規定する場合 同号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p> <p>ウ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する第116号イに規定する場合 同号イに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p> <p>エ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する第116号ウに規定する場合 同号ウに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p> <p>㉓～㉕ 略 （手数料の減免）</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 第2条第113号に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p> <p>イ 第2条第114号に規定する計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p> <p>ウ 第2条第115号に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定軽微変更該当証明書交付手数料</p> <p>エ 第2条第137号に規定する定期検査手数料</p> <p>オ 第2条第138号に規定する適正計量管理事業所計量管理検査手数料</p> <p>(3)～(6) 略</p>

改 正 案	改 正 前
2及び3 略	2及び3 略

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第66号
提出課	資産活用課

財産の無償譲渡について

1 譲渡財産の概要

- ・名称 旧浦川原村創作館
- ・所在地 上越市浦川原区虫川 818 番地
- ・区分 建物
- ・構造 木造 2 階建
- ・延床面積 378.05 m²
- ・評価額 5,579,392 円（公有財産台帳上の評価額）

2 譲渡財産の経緯

- ・昭和 51 年 4 月 農家高齢者創作活動施設設置事業により開館
旧浦川原村民の創作活動場所として供用
- ・平成 12 年 3 月 閉館
- ・平成 12 年 4 月 用途廃止の上、浦川原手をつなぐ育成会へ無償貸付けを開始
- ・平成 18 年 6 月 浦川原手をつなぐ育成会から特定非営利活動法人大杉の里へ権利義務が継承される（借受人の変更）

3 譲渡相手方

特定非営利活動法人大杉の里（現在の借受人）

4 無償譲渡する理由

旧浦川原村創作館は、平成 18 年 6 月から特定非営利活動法人大杉の里に無償で貸付けし、障害者就労支援施設として運営されている。この度、同法人から「社会福祉施設等施設整備費補助金（国庫補助事業）を活用した施設改修をするため、建物を自己所有としたい」との意向が示された。譲渡相手方の譲渡財産の利用目的及び事業は、福祉の観点から公益性が高く、市の事務事業と極めて密接であり、市としても当該事業を支援する必要があることから、無償譲渡するもの

5 譲渡の条件

- ・譲渡物件の譲渡を受けた日から起算して 10 年間、障害福祉サービス（就労継続支援 B 型及び指定計画相談支援）の用（以下「指定用途」という。）に供するものとする。
- ・譲渡物件を指定用途に供している間は、その所有権を第三者に移転することができないものとする。
- ・譲渡相手方は、譲渡物件の供用廃止後、譲渡物件の利活用を行わない場合、譲渡物件を速やかに除却するものとする。

6 譲渡日 議決日

7 譲渡財産位置図



8 譲渡物件外観



所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第6号
提出課	税務課・収納課

令和6年度市税総括表

単位：千円

税目	令和5年度			令和6年度		
	当初予算額 A	決算見込額 B	比較 (B-A)/A(%)	当初予算額 C	比較	
					対前年度 当初予算 (C-A)/A(%)	対前年度 決算見込 (C-B)/B(%)
市民税	13,021,032	12,494,922	△ 4.0	11,538,533	△ 11.4	△ 7.7
・個人市民税	9,495,901	9,435,106	△ 0.6	8,780,491	△ 7.5	△ 6.9
現年課税分	9,427,074	9,377,324	△ 0.5	8,719,071	△ 7.5	△ 7.0
(均等割)	345,480	344,408	△ 0.3	295,236	△ 14.5	△ 14.3
(所得割)	9,081,594	9,032,916	△ 0.5	8,423,835	△ 7.2	△ 6.7
滞納繰越分	68,827	57,782	△ 16.0	61,420	△ 10.8	6.3
・法人市民税	3,525,131	3,059,816	△ 13.2	2,758,042	△ 21.8	△ 9.9
現年課税分	3,521,063	3,057,822	△ 13.2	2,755,145	△ 21.8	△ 9.9
(均等割)	546,902	536,896	△ 1.8	537,246	△ 1.8	0.1
(法人税割)	2,974,161	2,520,926	△ 15.2	2,217,899	△ 25.4	△ 12.0
滞納繰越分	4,068	1,994	△ 51.0	2,897	△ 28.8	45.3
固定資産税	16,042,495	16,137,080	0.6	15,759,980	△ 1.8	△ 2.3
・純固定資産税	16,002,622	16,097,207	0.6	15,720,098	△ 1.8	△ 2.3
現年課税分	15,914,341	16,037,044	0.8	15,650,043	△ 1.7	△ 2.4
(土地)	3,407,266	3,427,490	0.6	3,404,801	△ 0.1	△ 0.7
(家屋)	5,832,237	5,854,617	0.4	5,750,334	△ 1.4	△ 1.8
(償却資産)	6,674,838	6,754,937	1.2	6,494,908	△ 2.7	△ 3.8
滞納繰越分	88,281	60,163	△ 31.9	70,055	△ 20.6	16.4
・国有資産等交付金	39,873	39,873	0.0	39,882	0.0	0.0
軽自動車税	803,731	797,003	△ 0.8	821,628	2.2	3.1
・環境性能割	71,613	62,720	△ 12.4	66,360	△ 7.3	5.8
現年課税分	71,613	62,720	△ 12.4	66,360	△ 7.3	5.8
・種別割	732,118	734,283	0.3	755,268	3.2	2.9
現年課税分	726,604	729,657	0.4	750,354	3.3	2.8
滞納繰越分	5,514	4,626	△ 16.1	4,914	△ 10.9	6.2
市たばこ税	1,284,454	1,276,827	△ 0.6	1,238,522	△ 3.6	△ 3.0
現年課税分	1,284,454	1,276,827	△ 0.6	1,238,522	△ 3.6	△ 3.0
入湯税	23,337	22,867	△ 2.0	24,262	4.0	6.1
現年課税分	23,337	22,867	△ 2.0	24,262	4.0	6.1
都市計画税	1,092,097	1,092,322	0.0	1,082,547	△ 0.9	△ 0.9
現年課税分	1,086,016	1,088,139	0.2	1,077,727	△ 0.8	△ 1.0
(土地)	458,101	460,508	0.5	458,268	0.0	△ 0.5
(家屋)	627,915	627,631	0.0	619,459	△ 1.3	△ 1.3
滞納繰越分	6,081	4,183	△ 31.2	4,820	△ 20.7	15.2
市税合計	32,267,146	31,821,021	△ 1.4	30,465,472	△ 5.6	△ 4.3
現年課税分	32,094,375	31,692,273	△ 1.3	30,321,366	△ 5.5	△ 4.3
滞納繰越分	172,771	128,748	△ 25.5	144,106	△ 16.6	11.9

歳入科目 (P20～P21)	1款1項1目	個人市民税
----------------	--------	-------

個人市民税 (現年課税分) 8,719,071千円

単位：千円

年度 区分	令和5年度 A	令和6年度 B	前年度比 C (B-A)/A	令和5年度 決算見込額 D
均等割	345,480	295,236	△ 14.5 %	344,408
所得割	9,081,594	8,423,835	△ 7.2 %	9,032,916
合計	9,427,074	8,719,071	△ 7.5 %	9,377,324

均等割については復興特別税の終了、所得割については国による定額減税の実施により減少が見込まれることから、前年度比7.5%減を見込んだ。

歳入科目 (P20～P23)	1款1項2目	法人市民税
----------------	--------	-------

法人市民税 (現年課税分) 2,755,145千円

単位：千円

年度 区分	令和5年度 A	令和6年度 B	前年度比 C (B-A)/A	令和5年度 決算見込額 D
均等割	546,902	537,246	△ 1.8 %	536,896
法人数(社)	4,571	4,712	3.1 %	4,720
法人税割	2,974,161	2,217,899	△ 25.4 %	2,520,926
合計	3,521,063	2,755,145	△ 21.8 %	3,057,822

均等割についてはほぼ横ばい、法人税割については大手製造業を中心に申告納税額の減少が見込まれることから、全体で前年度比21.8%減を見込んだ。

歳入科目 (P22～P23)	1款2項1目	固定資産税
----------------	--------	-------

純固定資産税 (現年課税分) 15,650,043千円

土地

単位：千円

年度 区分	令和5年度 A	令和6年度 B	前年度比 C (B-A)/A	令和5年度 決算見込額 D
税 額	3,407,266	3,404,801	△ 0.1 %	3,427,490
地 積 (㎡)	486,928,000	486,055,357	△ 0.2 %	485,951,071

地価下落の影響及び収納率実績を考慮し、前年度比でほぼ横ばいと見込んだ。

令和6年度 課税標準額	令和5年度決算見込 課税標準額	246,844,841
	令和5年中 異動分	1,933,333
	地価下落・負担調整	△ 3,591,960
	差引課税標準額	245,186,214

家屋

単位：千円

年度 区分	令和5年度 A	令和6年度 B	前年度比 C (B-A)/A	令和5年度 決算見込額 D
税 額	5,832,237	5,750,334	△ 1.4 %	5,854,617
床面積 (㎡)	18,696,305	18,707,691	0.1 %	18,614,123

評価替えに伴う減価等により、前年度比1.4%減を見込んだ。

令和6年度 課税標準額	令和5年度決算見込 課税標準額	423,272,637
	令和5年中 新・増築分	9,693,318
	令和5年中 評価替減価・減失分等	△ 18,873,597
	差引課税標準額	414,092,358

償却資産

単位：千円

年度 区分	令和5年度 A	令和6年度 B	前年度比 C (B-A)/A	令和5年度 決算見込額 D
税 額	6,674,838	6,494,908	△ 2.7 %	6,754,937
市長決定分 課税標準額	242,944,572	247,429,643	1.8 %	249,264,500
国・県配分 課税標準額	238,062,500	220,280,857	△ 7.5 %	237,220,214
合 計	481,007,072	467,710,500	△ 2.8 %	486,484,714

電力関連設備の減価償却等により、前年度比2.7%減を見込んだ。

歳入科目 (P22~P23)	1款2項2目	国有資産等所在市町村交付金
----------------	--------	---------------

国有資産等所在市町村交付金 39,882千円

単位：千円

年度 区分	令和5年度 A	令和6年度 B	前年度比 C (B-A)/A	令和5年度 決算見込額 D
税 額	39,873	39,882	0.02 %	39,873
国：算定標準額	490,215	491,142	0.19 %	490,215
県：算定標準額	2,357,858	2,357,642	△ 0.01 %	2,357,858
合 計	2,848,073	2,848,784	0.02 %	2,848,073

国有林用地の評価見直しによる評価額の増や、宿舍の増などによる交付対象資産評価額の増加により、前年度比0.02%増を見込んだ。

歳入科目 (P22～P23)	1款3項1目	環境性能割
----------------	--------	-------

軽自動車税環境性能割 (現年課税分) 66,360千円

単位：千円

年度 区分	令和5年度 A	令和6年度 B	前年度比 C (B-A)/A	令和5年度 決算見込額 D
税額	71,613	66,360	△ 7.3 %	62,720

取得台数の減少が見込まれることから、前年度比7.3%減を見込んだ。

歳入科目 (P22～P25)	1款3項2目	種別割
----------------	--------	-----

軽自動車税種別割 (現年課税分) 750,354千円

単位：千円

年度 区分	令和5年度 A	令和6年度 B	前年度比 C (B-A)/A	令和5年度 決算見込額 D
税額	726,604	750,354	3.3 %	729,657
課税台数 (台)	97,174	98,204	1.1 %	97,651

税率の高い軽四輪乗用車を中心に台数の増加が見込まれることから、前年度比3.3%増を見込んだ。

歳入科目 (P24～P25)	1款4項1目	市たばこ税
----------------	--------	-------

市たばこ税 (現年課税分) 1, 238, 522千円

単位：千円

年度 区分	令和5年度 A	令和6年度 B	前年度比 C (B-A)/A	令和5年度 決算見込額 D
税 額	1,284,454	1,238,522	△ 3.6 %	1,276,827
課税標準数量 (千本)	196,040	189,030	△ 3.6 %	194,876

消費本数が減少する影響により、前年度比3.6%減を見込んだ。

歳入科目 (P24～P25)	1款5項1目	入湯税
----------------	--------	-----

入湯税 (現年課税分) 24, 262千円

単位：千円

年度 区分	令和5年度 A	令和6年度 B	前年度比 C (B-A)/A	令和5年度 決算見込額 D
税 額	23,337	24,262	4.0 %	22,867
入湯客数 (人)	238,102	248,629	4.4 %	234,098

入湯客数にゆるやかな回復傾向が見られることから、前年度比4.0%増を見込んだ。

歳入科目 (P24~P27)	1款6項1目	都市計画税
----------------	--------	-------

都市計画税 (現年課税分) 1, 077, 727千円

土 地

単位：千円

年度 区分	令和5年度 A	令和6年度 B	前年度比 C (B-A)/A	令和5年度 決算見込額 D
税 額	458,101	458,268	0.0 %	460,508
地 積 (㎡)	29,747,781	29,772,394	0.1 %	29,773,213

地価下落の影響及び収納率実績を考慮し、前年度比でほぼ横ばいと見込んだ。

令和6年度 課税標準額	令和5年度決算見込 課税標準額	232,157,693
	令和5年中 異動分	1,854,924
	地価下落・負担調整	△ 3,006,617
	差引課税標準額	231,006,000

家 屋

単位：千円

年度 区分	令和5年度 A	令和6年度 B	前年度比 C (B-A)/A	令和5年度 決算見込額 D
税 額	627,915	619,459	△ 1.3 %	627,631
床面積 (㎡)	10,851,016	10,908,074	0.5 %	10,850,086

評価替えに伴う減価等により、前年度比1.3%減を見込んだ。

令和6年度 課税標準額	令和5年度決算見込 課税標準額	319,834,366
	令和5年中 新・増築分	7,534,783
	令和5年中 評価替減価・減失分等	△ 15,110,149
	差引課税標準額	312,259,000

令和 6 年 度 地方譲与税・交付金総括表

単位：千円

項 目	令和 5 年 度			令和 6 年 度		
	当初予算額 A	決算見込額 B	比較 (B-A)/A (%)	当初予算額 C	比 較	
					対前年度 当初予算 (C-A)/A (%)	対前年度 決算見込 (C-B)/B (%)
地方譲与税	1,035,500	1,101,393	6.4	1,077,000	4.0	△ 2.2
地方揮発油譲与税	220,600	257,360	16.7	219,400	△ 0.5	△ 14.7
自動車重量譲与税	709,500	744,355	4.9	743,500	4.8	△ 0.1
森林環境譲与税	66,800	66,791	△0.0	82,000	22.8	22.8
特別とん譲与税	38,600	32,887	△ 14.8	32,100	△ 16.8	△ 2.4
利子割交付金	7,200	6,053	△ 15.9	6,700	△ 6.9	10.7
配当割交付金	127,300	117,441	△ 7.7	110,600	△ 13.1	△ 5.8
株式等譲渡所得割交付金	37,300	37,300	0.0	55,200	48.0	48.0
法人事業税交付金	471,600	450,529	△ 4.5	491,800	4.3	9.2
地方消費税交付金	5,091,000	4,754,888	△ 6.6	5,030,600	△ 1.2	5.8
ゴルフ場利用税交付金	23,000	21,869	△ 4.9	22,800	△ 0.9	4.3
環境性能割交付金	69,000	88,057	27.6	98,600	42.9	12.0
国有提供施設等所在市町村 助成交付金	27,615	27,458	△ 0.6	27,458	△ 0.6	0.0
地方特例交付金	209,700	203,231	△ 3.1	1,009,194	381.3	396.6
住宅借入金等特別税額控 除減収補填特例交付金	171,500	165,923	△ 3.3	159,600	△ 6.9	△ 3.8
定額減税減収補填特例 交付金※	-	-	-	820,194	皆増	皆増
新型コロナウイルス感染症対 策地方税減収補填特別交付金	38,200	37,308	△ 2.3	29,400	△ 23.0	△ 21.2
交通安全対策特別交付金	19,300	18,099	△ 6.2	18,400	△ 4.7	1.7
合 計	7,118,515	6,826,318	△ 4.1	7,948,352	11.7	16.4

※定額減税減収補填特例交付金…個人住民税の定額減税に伴う地方公共団体の減収を補填するため創設

提出課	財政課
-----	-----

歳入科目 (P 28~P 29)	12 款 1 項 1 目	地方交付税
歳入科目 (P 108~P 109)	23 款 1 項 1 目	総務債

単位：千円

	本年度	前年度	比較
地方交付税	24,876,000	22,559,000	2,317,000
普通交付税①	21,798,000	19,702,000	2,096,000
特別交付税	3,078,000	2,857,000	221,000
臨時財政対策債②	577,300	1,279,600	△702,300
実質的な普通交付税 (①+②)	22,375,300	20,981,600	1,393,700

○実質的な普通交付税の内容

項目	令和5年度	令和6年度	比較	主な増減要因
基準財政需要額①	50,580,578	51,513,501	932,923	<ul style="list-style-type: none"> ・錯誤措置額 (+350,588) ・包括算定経費の増 (+122,681)
個別算定経費等	39,854,295	40,558,819	704,524	
公債費	7,159,897	6,915,546	△244,351	
包括算定経費	3,917,003	4,039,684	122,681	
錯誤措置額・調整額等	△350,617	△548	350,069	
基準財政収入額②	29,598,978	29,138,201	△460,777	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税の減 (△443,262) ※定額減税による影響額 ・個人住民税 (△615,146) ・地方特例交付金 (+615,146)
市税	23,369,678	22,442,951	△926,727	
地方譲与税・交付金	6,175,898	6,032,392	△143,506	
その他 (地方特例交付金等)	58,538	662,858	604,320	
錯誤措置額	△5,136	0	5,136	
臨時財政対策債③	1,279,600	577,300	△702,300	・前年度発行可能額に地方財政計画の伸び率 53.7%減を見込んだもの
普通交付税 (①-②-③) ④	19,702,000	21,798,000	2,096,000	
実質的な普通交付税 (③+④)	20,981,600	22,375,300	1,393,700	

○特別交付税の内容

項目	令和5年度	令和6年度	比較	備考
特別交付税	2,857,000	3,078,000	221,000	令和6年度予算の対象経費の増等

歳入科目 (P78~P79)	18款2項1目	不動産売払収入
----------------	---------	---------

単位：千円

	本年度	前年度	比較
土地、建物売払収入	255,102	25,104	229,998

1 土地売払収入 243,920

(1) 普通財産 230,000

No.	財産名称	所在	面積(予定)(㎡)
①	旧中央保育園	中央二丁目	1,610.47
②	旧運転免許センター上越支所敷地	柿崎区直海浜	32,079.63

(2) 旧法定外公共物 10,000

(3) 割賦販売 3,920

No.	財産名称	所在	面積(㎡)
①	黒井地内市有地	大字黒井	128.71
②	いたくら亭敷地	板倉区針	1,657.53
③	旧中郷ひばり荘	中郷区江口	6,504.71
④	吉川旧東田中小学校	吉川区東田中	4,181.73

2 建物売払収入 182

割賦販売 182

No.	財産名称	所在	面積(㎡)
①	地球環境学校旧中ノ俣宿泊施設	大字中ノ俣	177.00

3 土地、建物売払収入 11,000

No.	財産名称	所在	面積(予定)(㎡)
①	旧小猿屋保育園	大字小猿屋	(土地) 1,975.45 (建物) 262.13

提出課	用地管財課
-----	-------

歳出科目 (P122～P123)	2款1項1目	一般管理費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
庁舎等管理費	221,778	196,186	25,592

主な財源		主な経費	
財産収入	2,658	報酬	1,928
諸収入	2,360	委託料	95,862
一般財源	216,760	需用費	63,352
		役務費	52,405
		使用料及び賃借料	4,312
		負担金補助及び交付金	3,065

○市役所庁舎の維持管理費等 176,987

【目的】

木田庁舎等を適切に管理し、来庁者などの施設利用者の安全性及び快適性を確保する。

【実施内容】

主な営繕修繕

・木田第一・第三庁舎消火栓ホース更新 594

主な管理業務委託

・木田庁舎総合管理業務委託 78,238
 ・木田庁舎電話交換機保守点検業務委託 2,640
 ・木田第一庁舎省エネルギー設備保守点検業務委託 2,310
 ・木田庁舎周辺樹木管理業務委託 2,068
 ・木田庁舎時間外管理業務委託 1,640
 ・木田第一庁舎エレベーター保守点検管理業務委託 1,511
 ・木田庁舎事業系一般廃棄物収集運搬処理業務委託 1,261

○ダイアパレス高田駅前諸室の維持管理費 3,850

【目的】

市有財産であるダイアパレス高田駅前諸室の適切な維持管理を行う。

【実施内容】

ダイアパレス高田駅前の店舗共用部分及び市が所有する 202 号室（旧高田駅前コミュニティルーム）、203 号室（令和 2 年度から新潟県警察本部へ貸付中）の維持管理を行う。

○公有財産管理費（共通事務） 40,941

【目的】

各種保険へ適切に加入（継続）し、公有財産の災害による損害及び市が賠償責任を負うことによって生じる損害を補填するほか、所管する施設の指定管理者選定に係る事務及び庁用自動車の維持管理を行う。

【実施内容】

主な経費

- ・ 公有財産の保険加入に係る経費 39,848
- ・ 指定管理者選定委員会報償費等 184
- ・ 庁用自動車の維持管理経費 681

(保険料内訳)

区 分	対象数等	保 険 料
建物総合損害共済	2,747 件	26,868
自動車損害共済	850 台	11,953
市民総合賠償補償保険	184,000 人	1,027

歳出科目 (P122～P123)	2款1項1目	一般管理費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
庁舎整備事業	30,201	87,230	△57,029

主な財源		主な経費	
一般財源	30,201	委託料	935
		工事請負費	29,266

【目的】

老朽化に伴う改修等を行い、木田庁舎の機能維持と長寿命化を図る。

【実施内容】

施工管理委託料

・木田第一庁舎特定防火設備改修工事監理業務委託 935

庁舎改修工事

・木田第一庁舎特定防火設備改修工事 22,711

・木田第一庁舎防火設備改修工事 3,365

・木田第一庁舎冷温水発生機 No. 1 部品交換工事 3,190

提出課	会計課
-----	-----

歳出科目 (P126～P129)	2款1項5目	会計管理費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
会計管理費	39,806	6,409	33,397

主な財源		主な経費	
一般財源	39,806	報酬	3,360
		給料	973
		職員手当等	1,411
		共済費	1,104
		需用費	948
		役務費	31,596

【目的】

法令等に基づき適正かつ効率的に会計事務を執行するとともに、公金を適切に管理運用する。

【実施内容】

会計事務費 8,581

会計年度任用職員の報酬、印刷製本費、通信運搬費 など

[新]公金取扱手数料(一般会計分) 31,225

二次元コードを使用しない納付書による銀行窓口での収納手数料及び銀行間の公金振込手数料が有料化されることに伴い、新たに指定金融機関(第四北越銀行)に支払うこととなる各種公金取扱手数料(各単価は県内統一の基準)を計上するもの

- 1 二次元コードを使用しない納付書の収納手数料(令和6年4月から)
 - ・窓口収納手数料 @ 33円×480,871件×1.1=17,455,617円
- 2 公金振込手数料(令和6年10月から)
 - ・振込手数料 自行他店宛 @ 50円×57,468件×1.1=3,160,740円
 - 他行宛 @ 112円×85,903件×1.1=10,583,250円
 - ・振込の組戻手数料 @ 100円×66件×1.1=7,260円
 - ・振込の訂正依頼手数料 @ 100円×160件×1.1=17,600円

※各件数は、令和4年度実績

提出課	資産活用課
-----	-------

歳出科目 (P 128～P 131)	2 款 1 項 6 目	財産管理費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
財産管理費	104,387	52,635	51,752

主な財源		主な経費	
諸収入	6,568	報酬	1,575
一般財源	97,819	委託料	50,786
		需用費	3,208
		役務費	472
		使用料及び賃借料	3,922
		工事請負費	42,935

○普通財産の適切な管理及び利活用促進 104,026

【目的】

普通財産を適切に管理し、売払いや貸付けによる財源確保を図るとともに、維持管理経費の削減を図る。

【6年度目標】

次の金額以上の収入を目指す。

- ・普通財産の売払収入 255,102
- ・普通財産の貸付収入 113,463

【実施内容】

財産の適切な管理

- ・施設修繕、解体、草刈等管理委託 65,303
- ・公有財産管理システムの管理・運用 3,762

普通財産の売払いや貸付けの推進

- ・測量及び不動産鑑定委託など 30,766

○公共施設等の経営改善事業 361

【目的】

公共施設に係る将来的な財政負担の軽減を図るため、公共施設の適正配置と効果的かつ効率的な管理を推進する。

【6年度目標】

公共施設の適正配置及び適切な維持管理の取組を推進する。

【実施内容】

- ・第4次上越市公の施設の適正配置計画に基づく取組の推進
- ・施設別維持管理計画に基づく、予防保全の推進
- ・施設の開設時間や指定管理者制度の見直しなど、施設管理の適正化の推進
- ・使用料の改定及び減免制度の見直し（令和7年4月改定予定）

歳出科目（P130～P131）	2款1項6目	財産管理費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
第三セクター経営改善事業	785	527	258

主な財源		主な経費	
一般財源	785	報償費	190
		旅費	114
		需用費	17
		委託料	363
		負担金補助金及び交付金	58

【目的】

第三セクターの抜本的改革を含む経営健全化を推進し、市の将来的な財政負担や人的関与を軽減する。

【6年度目標】

第三セクターの経営健全化に向けた取組を推進する。

【実施内容】

- ・ 関与方針に基づく第三セクター各社の方向性に向けた取組の推進
- ・ 第三セクター評価委員会における経営状況の分析・評価、指導等経営改善に向けた取組
- ・ 第三セクターのコンプライアンス遵守に向けた研修会の開催

提出課	用地管財課
-----	-------

歳出科目 (P136～P139)	2款1項12目	用地取得管理費
------------------	---------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
用地取得管理費	7,062	6,310	752

主な財源		主な経費	
一般財源	7,062	報酬	4,047
		職員手当等	1,164
		共済費	961
		旅費	216
		需用費	33
		使用料及び賃借料	628

【目的】

公共事業用地の取得及び損失補償等に関する事務を適正かつ効率的に行い、事業の円滑な推進を図るとともに、取得土地に関する登記事務の確実な執行により、財産及び権利の保全を図る。

【実施内容】

- ・公共用地の取得事務及び登記事務
- ・新規認定市道敷地の登記
- ・開発行為による帰属登記
- ・取得済未登記土地の解消に向けた調査及び登記
- ・北陸地区用地対策連絡会の研修会等への参加による土地評価、補償算定技能向上及び補償困難実例に対する情報収集等

[登記事務件数] (件)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度見込
1,565	2,423	1,003	565	800
(795)	(1,229)	(401)	(247)	(400)

※括弧内の数値は、所有権移転の件数

※令和5年度は、令和6年1月31日現在

[未登記土地等の処理案件] (筆)

令和5年3月末現在			令和6年1月31日現在					合計 A+B
			未登記土地※1		権原の確認ができない土地 ※2			
未登記 土地 ①	権原の 確認が できない 土地 ②	合計	登記 処理済 ③	残数 A (①-③)	処理済 ※3 ④	対象外 ※4 ⑤	残数 B (②-④-⑤)	
14,353	1,307	15,660	32	14,321	0	20	1,287	15,608

※1 「未登記土地」とは、土地売買契約書等により、市に所有権があることを確認できたものの、市への所有権移転登記が未了の土地をいう。

※2 「権原の確認ができない土地」とは、公共の用に供している土地のうち、土地売買契

約書等の存在が確認できないため、市の所有権を確認ができない土地をいう。

※3 土地所有者との使用貸借契約の締結による権原の確保をもって「処理済」としている。

※4 詳細調査の結果、市道又は林道など公共の用に供していないことが明らかになったため、対象外の取扱いとするもの

[未登記土地処理件数（筆数）]

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
206	146	38	32	32

※令和5年度は、令和6年1月31日現在

○ 今後の処理について

- ・未登記土地の処理については、相続未了や共有名義など困難な事案の処理に時間を要しているほか、測量実施路線が沿線筆数の少ない郊外等の路線が多かったことから、近年の処理件数が少なくなっているが、処理計画を作成して着実に進捗を図っていく。

歳出科目 (P144～P145)	2 款 1 項 22 目	駐車場管理費
------------------	--------------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
駐車場管理費	5,101	5,207	△106

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	4,148	需用費	1,565
諸収入	386	役務費	364
一般財源	567	委託料	3,147
		使用料及び賃借料	25

【目的】

駐車場を設置し、市民の利便性の向上及び道路交通の円滑化に資するとともに、駐車場を適切に管理し、利用者の安全性及び快適性を確保する。

【6年度目標】

- ・指定管理者及び受託者による効率的かつ効果的な運営に努める。
- ・年間利用台数

大手町駐車場	27,500 台
高田駅前立体駐輪駐車場	23,000 台
直江津駅南口駐車場	19,000 台

【実施内容】

大手町駐車場及び高田駅前立体駐輪駐車場の管理

- ・指定管理者 上越市本町三丁目商店街振興組合
- ・指定期間 令和6年度～令和10年度（5年間）
- ・営繕修繕 550
- ・長期放置自転車処理業務委託等 264

※利用料金収入が管理運営経費を上回ることから指定管理委託料は発生しない。

直江津駅南口駐車場の管理

- ・施設管理業務委託、機器保守点検業務委託 2,192
- ・除排雪業務委託 383
- ・営繕修繕 690
- ・消耗品、電気料金等 455

その他の駐車場施設の管理

- ・高速道頸城バス停駐車場除草業務等委託等 56
- ・二本木駅前駐車場維持管理等 511

<参考>

[施設の概要]

		大手町駐車場	高田駅前 立体駐輪駐車場	直江津駅 南口駐車場
供用開始		平成 10 年 6 月	平成 13 年 8 月	平成 24 年 11 月
開設時間		24 時間全自動無人駐車場		
駐車台数 (台)	自動車	62	49	100
	自転車	—	418	—
	自動二輪車	—	17	—

※直江津駅南口駐車場は、旧上越市土地開発公社により平成 12 年 4 月設置

[利用状況]

(台)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
大手町駐車場	33,391	27,662	22,503
高田駅前立体駐輪駐車場	20,905	22,280	20,876
直江津駅南口駐車場	18,894	17,071	17,466
合 計	73,190	67,013	60,845

※令和 5 年度は、令和 6 年 1 月 31 日現在

[収入額]

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
大手町駐車場	5,956	6,006	4,774
高田駅前立体駐輪駐車場	5,086	5,483	5,440
直江津駅南口駐車場	4,864	4,885	5,033
合 計	15,906	16,374	15,247

※令和 5 年度は、令和 6 年 1 月 31 日現在

歳出科目（P144～P145）	2款1項22目	駐車場管理費
-----------------	---------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
上越妙高駅駐車場等管理費	17,371	14,790	2,581

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	17,371	需用費	3,408
		役務費	817
		委託料	12,631
		使用料及び賃借料	515

【目的】

上越妙高駅駐車場等の維持管理を適切に行い、駅利用者に安全・安心、かつ快適な利用環境を提供する。

【6年度目標】

- ・受託者による効率的かつ効果的な運営に努める。
- ・年間利用台数 132,000台

【実施内容】

上越妙高駅駐車場等の管理

- ・施設管理業務委託、機械保守点検業務委託 7,330
- ・除排雪業務委託 5,301
- ・営繕修繕 1,770
- ・消耗品、電気料金等 2,970

<参考>

[施設の概要]

		西口駐車場	東口駐車場	東口ロータリー 駐車場
供用開始		平成26年10月	平成27年3月	平成27年3月
開設時間		24時間全自動無人駐車場		
駐車台数 (台)	自動車	95	175	28
	マイクロバス	6	—	—
	自転車・自動二輪車	約45	約50	—

[利用状況]

(台)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
西口駐車場		30,266	44,804	48,626
東口駐車場		9,843	14,784	18,288
東口ロータリー駐車場		53,248	82,788	85,377
合計		93,357	142,376	152,291

※令和5年度は、令和6年1月31日現在

[収入額]

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
西口駐車場	7,382	11,596	14,462
東口駐車場	5,639	10,306	14,960
東口ロータリー駐車場	418	540	645
定期駐車券分	1,516	1,703	1,275
合 計	14,955	24,145	31,342

※令和5年度は、令和6年1月31日現在

歳出科目 (P146～P147)	2 款 1 項 26 目	市民プラザ費
------------------	--------------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
市民プラザ管理運営費	73,264	96,805	△23,541

主な財源		主な経費	
諸収入	543	需用費	4,442
一般財源	72,721	委託料	62,017
		工事請負費	5,980
		備品購入費	825

【目的】

多様な市民活動の場である市民プラザを適切に管理し、利用者の安全性及び快適性を確保する。

【6年度目標】

- ・多様な市民活動の場を提供するとともに、その活動を総合的に支援し、もってにぎわいと活力のある地域社会の形成に寄与する。
- ・施設を適切に維持管理するとともに、指定管理者と協議の上、施設の効果的、効率的な運営に取り組む。
- ・入館者数（貸室等利用）：207,500人

【実施内容】

指定管理者による管理運営

- ・指定管理者への施設管理運営業務委託 61,522

指定管理者	株式会社上越シビックサービス
指定期間	令和2年度～令和6年度（5年間）
委託内容	施設の利用承認、備品等の維持管理、自主事業の実施、中央監視・警備、設備日常点検、清掃等

施設設備等修繕

- ・緊急修繕費 3,694
- ・西面外壁修繕 748

施設管理委託

- ・屋上広告塔安全点検業務委託 495

施設改修工事

- ・高圧真空遮断機更新工事 1,393
- ・防火シャッター改修工事 4,587

事業用備品購入

- ・会議室用スタッキングチェア（50脚） 825

<参考>

[施設の概要]

供用開始	平成 13 年 1 月	
建 物	昭和 60 年 11 月建築 平成 13 年 1 月改装 鉄骨造 3 階建 延床面積 10,160 m ²	
敷 地	22,828 m ² 駐車場 441 台 (うち職員駐車場 42 台)	
施設内容	貸 室	市民ギャラリー、会議室、ホール、音楽スタジオ、工芸室、多目的学習室、調理室、市民活動室(和室、創作活動室)、グラスハウス、屋上イベント広場等
	テナント	レストラン、美容室、フィットネスクラブ、アロマセラピー、事務用品・観光物産品等販売、パソコン教室
	そ の 他	NPO・ボランティアセンター、男女共同参画推進センター、国際交流センター、こどもセンター、上越ものづくり振興センター
利用時間	午前 8 時 30 分～午後 10 時	
休 館 日	第 3 水曜日(休日に当たるときはその翌日)及び 12 月 29 日～1 月 3 日	

[利用者数等]

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
貸室利用	件数(件)	8,334	8,730	7,407
	人数(人)	160,185	162,201	118,476
その他入館者(人)		67,360	68,142	59,318
合 計(人)		227,545	230,343	177,794

※令和 5 年度は、令和 6 年 1 月 31 日現在

※その他入館者は、こどもセンター及びテナントの利用者

提出課	財政課
-----	-----

歳出科目 (P 334～P 335)	12 款 1 項 1 目	元金
--------------------	--------------	----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
地方債元金償還費	13,689,548	11,949,510	1,740,038

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	64,438	償還金利息及び割引料	
市債	2,600,670		13,689,548
一般財源	11,024,440		

【目的】

資金調達のために借り入れた市債の元金を償還する。

【実施内容】

項目	令和5年度	令和6年度	比較
定時償還分	11,233,062	11,088,878	△144,184
うち第三セクター等 改革推進債分	316,878	316,878	0
繰上償還分	0	0	0
うち第三セクター等 改革推進債分	0	0	0
借換分	716,448	2,600,670	1,884,222
合計	11,949,510	13,689,548	1,740,038

歳出科目 (P 334～P 335)	12 款 1 項 2 目	利子
--------------------	--------------	----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
地方債利子	302,622	319,455	△16,833

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	4,128	償還金利子及び割引料	
一般財源	298,494		302,622

【目的】

資金調達のために借り入れた市債の利子を支払う。

【実施内容】

項目	令和5年度 ※1	令和6年度 ※2	比較
既発債分	284,032	263,019	△21,013
新発債分等	35,423	39,602	4,179
(借入予定利率)	(0.40%～0.90%)	(0.50%～1.00%)	-
合計	319,455	302,622	△16,833

※1 令和5年度の既発債分 …令和4年12月までの発行分に係る利子

〃 新発債分等…令和5年1月以降の発行分に係る利子

※2 令和6年度の既発債分 …令和5年12月までの発行分に係る利子

〃 新発債分等…令和6年1月以降の発行分に係る利子

※端数処理のため、表中の計が一致しない場合がある。